



各 位

平成 22 年 5 月 12 日
株式会社 LDH

当社元監査役との和解に関するお知らせ

株式会社 LDH（本社：新宿区西新宿、代表取締役社長：石坂弘紀、以下「当社」）は、当社が、本年 2 月 26 日に提起していた、元監査役 3 名を被告とする損害賠償請求訴訟において、東京地方裁判所からの職権による和解勧告に基づき、同 3 名全員との間で訴訟上の和解をいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社は、既に昨年 12 月に、元代表取締役社長の堀江氏との間で、また本年 3 月に旧経営陣ら 4 名および元会計監査人社員 2 名との間で、訴訟上の和解を成立させており、今回の和解は、証券取引法違反に関しての旧経営陣らの当社に対する民事責任において、3 度目の訴訟解決となります。

なお、和解成立日時については、元監査役のうち 2 名が本年 4 月 27 日付で、残りの 1 名が本日付での和解成立となります。

記

1. 和解の主な内容

当社に対し、元監査役 3 名が、総額約 2 千 543 万円の支払義務を認め、当社と元監査役 3 名との間の一切の紛争を解決するものです。

この和解内容の詳細につきましては、和解条件の 1 つでもある守秘義務に基づき開示できませんことをご容赦いただきたく、ご理解のほどお願い申し上げます。

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、旧経営陣らの証券取引法違反に関して、当時の監査役としての任務を怠ったことによる当社に対する民事責任の有無等について、元監査役3名を被告とする損害賠償請求訴訟を、平成22年2月26日付で東京地方裁判所に提起し、被告らに対し連帯して総額金10億円及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求し、同裁判所において係争していました。そしてこの度、同裁判所からの和解勧告において提示された和解案を受諾し、本日までに3名全員との間で訴訟上の和解が成立したものです。

3. 当社コメント

本和解に際し、当社からの正式コメントは以下の通りです。

「本和解により、被告3名の当社に対する支払義務が確認され、被告らの現状資産および、将来に渡る分割支払金をも受領するものです。これにより、過去2度の和解に加え、旧経営陣らへの責任追及と損害回復を、更に遂行できたことに満足しています。」

4. 今後について

今後は当社への一般・機関投資家からの複数の損害賠償請求訴訟に関して、全社を挙げて注力し、早期解決を目指していく所存です。

以上